

魚津市告示第87号

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱（令和5年魚津市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第4条 (略) (補助金の対象経費)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないこととする。</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第6条 補助金の額は、危険ブロック塀等の除却又は建替えに要する費用の3分の2とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度額とする。</p> <p>(1) 避難路に面した危険ブロック塀等の除却の場合 <u>12万円</u></p> <p>(2) 避難路に面した危険ブロック塀等の建替えの場合 <u>18万円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、危険ブロック塀等の除却又は建替えに係る工事の請負契約を締結する前に、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下実績報告書という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第1条－第4条 (略) (補助金の対象経費)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第6条 補助金の額は、危険ブロック塀等の除却又は建替えに要する費用の3分の2とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度額とする。</p> <p>(1) 避難路に面した危険ブロック塀等の除却の場合 <u>10万円</u></p> <p>(2) 避難路に面した危険ブロック塀等の建替えの場合 <u>15万円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、危険ブロック塀等の除却又は建替えに係る工事の請負契約を締結する前に、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p> <p><u>(8) 完納証明書若しくは納税証明書又は非課税証明書</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下実績報告書という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>ブロック塀等状況確認表（様式第10号）</u>（建替え及び部分除却の場合）</p>	
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(3)</u> (略)</p>
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p>
<p><u>(6)</u> (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(7)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p><u>(8)</u> (略)</p>	<p><u>(7)</u> (略)</p>
<p>(額の確定)</p>	<p>(額の確定)</p>
<p>第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金額の確定通知書（<u>様式第11号</u>）により、当該交付決定者に通知するものとする。</p>	<p>第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金額の確定通知書（<u>様式第10号</u>）により、当該交付決定者に通知するものとする。</p>
<p>(補助金の請求)</p>	<p>(補助金の請求)</p>
<p>第11条 前条の額の確定通知を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金請求書（<u>様式第12号</u>。以下「請求書」という。）を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。</p>	<p>第11条 前条の額の確定通知を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金請求書（<u>様式第11号</u>。以下「請求書」という。）を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 交付確定者は、前項の規定により代理受領を行おうとするときは、請求書に魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領に係る委任状（<u>様式第13号</u>）を添付しなければならない。</p>	<p>3 交付確定者は、前項の規定により代理受領を行おうとするときは、請求書に魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領に係る委任状（<u>様式第12号</u>）を添付しなければならない。</p>
<p>第12条 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(この告示の効力)</p>	<p>(この告示の効力)</p>
<p>2 この告示は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>別表第1・別表第2 (略)</p>
<p>様式第1号（第7条関係） 【別記1】</p>	<p>様式第1号（第7条関係） 【別記1】</p>
<p>様式第2号—様式第6号 (略)</p>	<p>様式第2号—様式第6号 (略)</p>
<p>様式第7号（第9条関係） 【別記2】</p>	<p>様式第7号（第9条関係） 【別記2】</p>
<p>様式第8号・様式第9号 (略)</p>	<p>様式第8号・様式第9号 (略)</p>
<p><u>様式第10号</u>（第9条関係） 【別記3】</p>	<p><u>様式第10号</u>（第10条関係） 【別記4】</p>
<p><u>様式第11号</u>（第10条関係） 【別記4】</p>	<p><u>様式第11号</u>（第11条関係） 【別記5】</p>
<p><u>様式第12号</u>（第11条関係） 【別記5】</p>	<p><u>様式第11号</u>（第11条関係） 【別記5】</p>

改正後	改正前
様式第13号（第11条関係） 【別記6】	様式第12号（第11条関係） 【別記6】

【別記 1】

様式第 1 号（第 7 条関係）

改正後

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
電話
E-mail

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業を実施したいので、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金 円を交付されるよう魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業計画書（様式第 2 号）
- 2 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支予算書（様式第 3 号）
- 3 危険ブロック塀等状況確認表（様式第 4 号）
- 4 危険ブロック塀等であることを示す現況写真
- 5 工事費等見積書
- 6 付近見取図
- 7 設置する塀又は門柱の構造がわかる図面（建替えの場合）
- 8 完納証明書若しくは納税証明書又は非課税証明書

【別記 1】

様式第 1 号（第 7 条関係）

改正前

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業を実施したいので、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金 円を交付されるよう魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業計画書（様式第 2 号）
- 2 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支予算書（様式第 3 号）
- 3 危険ブロック塀等状況確認表（様式第 4 号）
- 4 危険ブロック塀等であることを示す現況写真
- 5 工事費等見積書
- 6 付近見取図
- 7 設置する塀又は門柱の構造がわかる図面（建替えの場合）
- 8 完納証明書若しくは納税証明書又は非課税証明書

【別記 2】

様式第 7 号（第 9 条関係）

改正後

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令第号で交付決定通知があった 年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業実績書（様式第 8 号）
- 2 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支精算書（様式第 9 号）
- 3 ブロック塀等状況確認表（様式第 10 号）（建替え及び部分除却の場合）
- 4 工事請負契約書の写し
- 5 工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- 6 工事着工前と完成後の写真
- 7 工事施工中の写真（建替えの場合）
- 8 その他市長が必要と認めるもの

【別記 2】

様式第 7 号（第 9 条関係）

改正前

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令第号で交付決定通知があった 年度
魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック
塀等対策支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係
書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業実績書（様式第 8 号）
- 2 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支精算書（様式第 9 号）
- 3 工事請負契約書の写し
- 4 工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- 5 工事着工前と完成後の写真
- 6 工事施工中の写真（建替えの場合）
- 7 その他市長が必要と認めるもの

【別記3】

様式第10号（第9条関係）

改正後

ブロック塀等状況確認表

補強コンクリートブロック造の塀等又は門柱

判定区分	判断基準	適 否
1 高さ	2.2m以下	
2 厚さ	(高さ4m以下の場合) 10cm以上 (高さ4m超2.2m以下の場合) 15cm以上	
3 控え壁	高さ1.2m超の場合、長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁あり	
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり	
5 基礎の根入れ深さ	高さ1.2m超の場合、30cm以上	
6 仕上り状況	不備がなく健全な状態である。	
7 鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている。	
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	

※「補強コンクリートブロック造の塀等」には、コンクリートブロックの上部に他の構造の塀を設置するものを含む。

組積造の塀又は門柱

判定区分	判断基準	適 否
1 高さ	1.2m以下	
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上	
3 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突出した控え壁あり	
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり	
5 基礎の根入れ深さ	20cm以上	
6 仕上り状況	不備がなく健全な状態である。	

その他の塀及び門柱

判定区分	判断基準	適 否
1 法令等	建築基準法に規定があるものはその規定に適合し、地震に対して安全な構造である。	
2 仕上り状況	不備がなく健全な状態である。	

【別記4】

様式第11号（第10条関係）

改正後

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した 年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金については、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長

【別記4】

様式第10号（第10条関係）

改正前

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した 年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金については、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長

【別記5】

様式第12号（第11条関係）

改正後

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け魚津市指令 _____ 第 _____ 号で交付決定通知のあった魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金として

_____ 年 _____ 月 _____ 日

魚津市長

宛

請求者

住所

氏名

印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行				本店			
	金庫				支店			
	農協				支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他							
	()							

※ 請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

【別記 5】

様式第11号（第11条関係）

改正前

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け魚津市指令 第 _____ 号で交付決定通知のあった魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金として

_____ 年 _____ 月 _____ 日

魚津市長

あて

請求者

住所

氏名

印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行				本店				
	金庫				支店				
		農協				支所			
	金融機関コード				店舗コード				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ								
	氏名								
種別	1 普通	口座番号							
	2 当座								
	3 その他								
	()								

※ 請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

【別記 6】

様式第13号（第11条関係）

改正後

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領
に係る委任状

年 月 日

申請者 住所
氏名

私は、下記の危険ブロック塀等の魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第11条に規定する請求した補助金の受領を

法人名
代表者氏名
所在地

に委任します。

記

- 1 危険ブロック塀等の所在地 魚津市
- 2 受領を委任する補助金請求額 金 円

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領の受任
に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法人名
代表者氏名
所在地

私は、上記の危険ブロック塀等の魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第11条に規定する請求した補助金の受領を受任することに同意します。

【別記 6】

様式第12号（第11条関係）

改正前

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領
に係る委任状

年 月 日

申請者 住所
氏名

私は、下記の危険ブロック塀等の魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第11条に規定する請求した補助金の受領を

法人名
代表者氏名
所在地

に委任します。

記

- 1 危険ブロック塀等の所在地 魚津市
- 2 受領を委任する補助金請求額 金 円

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領の受任
に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法人名
代表者氏名
所在地

私は、上記の危険ブロック塀等の魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第11条に規定する請求した補助金の受領を受任することに同意します。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。